

## 飛驒国からの神馬献上の

### 政治的背景と大津皇子謀反事件

北村 安裕

## The political background of the offering of the sacred horse from the province of Hida and the disturbance of Prince Ootsu

Yasuhiko KITAMURA

In this paper, the political background of the offering of the sacred horse from the province of Hida in 702 is revealed. At that time, Ryukan (隆観), the priest who caught the horse, was forgiven his crime and permitted to enter the capital. He was a son of Kojin (行心), who had been exiled from the capital because of the disturbance of Prince Ootsu (大津皇子) in 686, and had outstanding knowledge. The government aimed to utilize Ryukan's ability, by using the opportunity. Former emperor Jitō (持統) was in her last years at the beginning of the 8th century. It was considered that she wanted to settle the case of Ootsu, so Ryukan had been pardoned with her wishes.

キーワード：飛驒国 祥瑞 行心 隆観 大津皇子 持統天皇

#### はじめに

大宝二年（七〇二）四月、祥瑞たる神馬が飛驒国から朝廷へと献上された。このことを、『続日本紀』同月乙巳条は次のように語る。

飛驒国獻<sup>レ</sup>神馬<sup>一</sup>。大<sup>二</sup>赦天下<sup>一</sup>。唯盗人<sup>不<sup>レ</sup>在<sup>二</sup></sup>赦限<sup>一</sup>。其国司目已上、出<sup>レ</sup>瑞郡大領者進<sup>二</sup>位各<sup>一</sup>一階<sup>一</sup>。賜祿有<sup>レ</sup>差。百姓賜<sup>二</sup>復三年<sup>一</sup>。獲<sup>レ</sup>瑞僧隆観、免<sup>レ</sup>罪人<sup>一</sup>。京。流僧幸甚之子也。

奇瑞の現出を嘉して大赦が宣言され、飛驒国司の目以上、および神馬が現れた郡の大領に位階と祿が与えられるとともに、百姓への給復がなされた。そして、父の流罪によって飛驒国に留められていた僧隆観が、神馬を獲得した功によって罪を許され、入京を認められたのである。

この事件については、祥瑞出現の一事例、または飛驒国の地域的史料として取り上げられることはあっても、政治史上に積極的には位置づけられてはこなかった。一方でこの事件には不審な点がいくつかある。

神馬を捕獲したという隆観の父行心（幸甚）は、持統から文武へと続く皇統が成立する契機ともなった朱鳥元年（六八六）の大津皇子謀反事件（以下、「大津皇子事件」）で飛驒国に流された人物である（後述）。その息である隆観も、地域内ではそれなりに名の知られた人物だったであろう。一方、馬は諸国に設置された牧で飼育・管理される存在であり、野生の神馬が存在する余地は殆どなかった。地域の有名人が、たまたま神馬に遭遇し、それを確保する確率はどれほどのものだろうか。隆観による神馬の捕獲と飛驒国による献上には、何らかの作為が介在している可能性がきわめて高いのである。

本稿では、隆観の業績を手がかりとしながら、神馬献上の政治的背景について考察する。さらに、そこから得られた知見を利用しつつ、大津皇子事件の実相にもせまっていきたい。

## 一 行心・隆観と神馬献上の背景

本章では、隆観の経歴に関する考証から、その父行心の実像、そして神馬献上の事情について考察する。

『続日本紀』によると、神馬を獲得した隆観は「流僧幸甚」の子であった。この「幸甚」と同一人物と考えられる行心については、次の二つの史料がある<sup>2)</sup>。

## 『日本書紀』朱鳥元年十月丙申条

詔曰、皇子大津謀反。註誤吏民帳内不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>已。今皇子大津已滅。従者当坐<sub>二</sub>皇子大津<sub>一</sub>者、皆赦之。但礪杵道作流<sub>二</sub>伊豆<sub>一</sub>。又詔曰、新羅沙門行心、与<sub>二</sub>皇子大津謀反<sub>一</sub>、朕不<sub>レ</sub>忍<sub>二</sub>加法<sub>一</sub>。徙<sub>二</sub>飛驒国伽藍<sub>一</sub>。

## 『懷風藻』大津皇子伝

時有<sub>二</sub>新羅僧行心<sub>一</sub>、解<sub>二</sub>天文卜筮<sub>一</sub>。詔皇子曰、太子骨法、不<sub>二</sub>是人臣之相<sub>一</sub>。以<sub>レ</sub>此久在<sub>二</sub>下位<sub>一</sub>、恐不<sub>レ</sub>全<sub>レ</sub>身。因進<sub>二</sub>逆謀<sub>一</sub>。迷<sub>二</sub>此註誤<sub>一</sub>、遂凶<sub>二</sub>不軌<sub>一</sub>。

大津皇子事件に際して三十余名が逮捕されたが、帳内(舎人)の礪杵道作を除いて罪を問わないことになったという。ただし、新羅沙門行心については、「加法に忍びず」としつつも、「飛驒国伽藍に徙」す処分がとられた。前掲『続日本紀』の「流僧」という表現からも、この措置が実質的には流罪であったことは間違いない。『懷風藻』によると、行心は天文卜筮に精通しており、大津の骨相が人臣のそれではないことを見抜いて、身を全うするためにも政権を奪取するしかないと諭したのだという。

行心が追放された「飛驒国伽藍」の比定地としては、飛驒市古川町大江の寿楽寺廃寺(左近廃寺)をあてる説が有力である。寿楽寺廃寺は

古川盆地から高原川沿いに上岡方面に抜ける神原峠の入口に位置し、越中方面への代表的交通路に隣接する。

遺構としては基壇・礎石建物(講堂か)・堀立柱建物(僧坊か)・回廊・溝・柵などが検出され、瓦・鷗尾・三彩陶器・緑釉陶器・蹄脚硯・三足火舎・暗文土器などの遺物が発掘されている<sup>4)</sup>。墨書土器銘に「高家寺」「高家」とあることから、寿楽寺廃寺の名称の1は「高家寺」と推定できる。「高家」は『和名類聚抄』に飛驒国荒城郡の郷名としてみえる。

出土瓦のうち、単弁八葉蓮華文の軒丸瓦は七世紀中〜後葉に位置づき、飛驒地域では現在のところ最古のものと考えられる。単弁六葉蓮華文軒丸瓦は尾張元興寺出土のものと同型であり、単弁八葉蓮華文軒丸瓦は長野県安曇野市の明科廃寺と同范で、さらにその祖型として尾張元興寺式の軒丸瓦を想定する見解がある。

寿楽寺廃寺のある古川盆地は宮川沿いに長一〇キロ、幅一・五キロほどの空間であるが、現在のところ一一もの古代寺院の存在が推定されている。とくに発掘調査によつて伽藍の様相が判明した杉崎廃寺(飛驒市古川町杉崎)は寿楽寺廃寺と一・五キロほどしか離れておらず、七世紀末に創建された両寺の密接な関係がうかがわれる。

行心が追放された時点でその息の隆観は誕生していたとみられる(後述)が、この父子が寿楽寺廃寺に居住していたとすれば、古代寺院の密集に象徴される古川盆地における仏教の隆盛に両名が果たした役割は少なくなかったと想像される。

祥瑞の献上によつて大宝二年に入京を果たした隆観は、翌年には還俗して金財と名のつた。『続日本紀』には、

僧隆観還俗。本姓金、名財。沙門幸甚子也。頗涉<sub>二</sub>芸術<sub>一</sub>、兼知<sub>二</sub>筭曆<sub>一</sub>。

とあり<sup>7</sup>、学芸に長じ、特に算道・曆術に優れていたことがうかがわれる。文武朝には、文武四年（七〇〇）八月に僧通徳・惠俊が「その芸を用ふる」ために還俗を命じられ、大宝元年三月に僧弁紀が還俗されて位を授けられる。など、芸業に通じた僧侶を還俗させて官人として登用した事例がみられる。これらは、唐との直接的な通交が殆ど途絶した状況で先進知識を移入するための措置であった<sup>10</sup>。

大宝元年に諸国へと大宝令が頒布されたのに続いて、大宝二年には大宝律も完成・頒布され、日本はようやく名実ともに律令を具備した国家として歩み始める。金財（隆観）の還俗はまさにこの時期にあたり、還俗に際してその技能が記録されていることからみて、同様の事例として位置づけられる。

金財は、『統日本紀』神龜元年（七二四）五月辛未条に「従六位上金宅良」として現れる。ここで金宅良は国看連の姓を賜り、以降は国看宅良を名のった。この国看宅良と関連するのが、次の二条大路木簡である。

・天文博士正六位上国看  
 曆博士椋椅部□  
 ・駒万呂

(177)・(18)・8〇八一形式<sup>11</sup>

本木簡が発見されたSD五三〇〇から出土する木簡の年紀のピークは天平八年（七三六）であり、同九年以降のものは発見されていない<sup>12</sup>。したがって、本木簡も天平八年、ないしその数年前のものとして推定される。「正六位上国看」が就く天文博士は計算・曆法の知識を活かせる役職であり、国看宅良に相応しいものである。神龜元年に従六位上だった国看宅良の一〇年ほど後の位階として、正六位上も矛盾しない。新しい姓である国看を称する人物が少なかったことを考えても、「天文博士正六

位上国看」が国看宅良と合致する可能性はかなり高いといえる。この想定が正しければ、国看宅良は算・曆の知識を活用して、ついに天文博士にいたったことになる<sup>13</sup>。

隆観（金財・国看宅良）に関する史料の下限が天平八年頃だとすると、それよりほぼ五〇年前にあたる朱鳥元年には、隆観はおおむね一〇歳前後、あるいはそれより年少であったとみられる。一方でその一七年後には官人として出仕することになるので、朱鳥元年の段階で隆観が誕生していなかったとは考えにくい。行心が飛驒に追放された時点で、隆観は幼少年期だったとみられるのである。そうすると、後に天文博士として大成する算・曆などの先進的な知識・技能は飛驒国で、具体的には父行心から教授されたことになる。『懐風藻』が述べるように、行心が高度な天文の知識を有していたことは疑えないだろう。

次に、大宝二年における神馬献上の背景について考えてみたい。『統日本紀』が引用する『顧野王符瑞図』には「神馬者、河之精也。」<sup>14</sup>、『孝経授神契』<sup>15</sup>には「徳協政至三山陵、則沢出三神馬。」<sup>16</sup>とあり、神馬は天子の徳に呼応する河水の精と考えられていた。延喜治部式<sup>1</sup>大瑞条<sup>17</sup>によると大瑞であり、以下のような種類があった。

竜馬。長頸。額上有翼。踏水不没。  
 騰黄。其色黄。状如狐。背上有二角。

飛兔。日行三万里。

騾。赤喙黑身。日行三万里。

沢馬。白馬赤鬣。白馬赤鬣。青馬白鬣。

駒。状如馬。出於北海。

駄。自能言語。

もちろん、有翼・負角の馬や、一日に数万里を走る馬、言語を操る馬

などは現実には存在しない。一方で、「白馬赤鷄」「白馬赤鬃」「青馬白鬃」など、馬身とひげ・たてがみなどの色が異なる馬には実在性があり、『続日本紀』に載る実例をみても、「黒身白鬃尾」<sup>18</sup>「青身白鬃尾」<sup>19</sup>などが神馬とされている。飛驒国から献上された神馬も、実態としてはこの類とみられる。

祥瑞の出現は一般に中央の政局とも関係を有するが、この事件の場合には捕獲者である隆観の存在にも着目しうる。上述の如く、隆観は父から譲り受けた有用な専門知識・技能を習得しており、少なくとも飛驒国ではそれが周知の事実だった可能性が高い。隆観が祥瑞に関する豊かな知識を有していたことも考慮する必要があるが、祥瑞の出現から隆観の入京への流れは、祥瑞を口実としつつも、実質的には飛驒国から中央へと隆観が推挙されたものとみなすこともできよう。

また、太上天皇として君臨していた持統の動向にも注意する必要がある。鷗野皇女（持統）は、朱鳥元年九月に天武が崩じると称制を開始し、大津皇子事件を短期間で決着させることに成功したが、持統三年（六八九）四月に天武の後継者と目されていた実子草壁皇子が薨去してしまつたため、その翌年には自らが即位することになる。これは、草壁の子である珂瑠皇子が若年という状況の中、有力な天武皇子たちへの皇位継承を阻み、珂瑠の成長を待つための措置と考えられる<sup>20</sup>。

珂瑠は持統十一年に皇太子となり、その年に即位した（文武天皇）。持統は文武を補佐するために太上天皇の地位を創設し、元明天皇の即位宣命に「関（母）威（岐）藤原宮御宇倭根子天皇、丁酉八月（尔）、此食国天下之業（乎）、日並所知皇太子之嫡子、今御宇（豆留）天皇（尔）授賜而、並坐而」とある<sup>21</sup>ように、文武と共同で（実際には持統がほぼ単独で）政治にあたった<sup>22</sup>。そうした中で大宝律令が施行され、天武以

来の国家建設事業が一定の完成をみるようになったのである。

直木孝次郎によると、文武朝に入ると自分より年少の天智・天武の子女の死去が相次いだこともあり、持統は自らの死期を予感し始めたとい<sup>23</sup>。文武三年十月には祖母斉明と父天智の陵墓の修築を行い<sup>24</sup>、大宝元年六月には讓位後初めて吉野離宮を訪ねた<sup>25</sup>。吉野はかつて大海人（天武）とともに隠棲し、大友皇子の首班する朝廷への戦いを決意して、天武・持統朝の「創業の地」となった場所である。また天武朝に草壁・大津をはじめとした天武・天智の皇子たちと永年の結束を誓った舞台としても記憶されていた。直木は、吉野行幸が壬申の乱の挙兵と同じ夏になされたことが、昔日の追憶を目的とした訪問であることを示すとしている。吉野より帰還した同年七月に持統は壬申の乱の功臣に対して功封を授けており<sup>26</sup>、この想定を裏付ける。

大宝二年十月、持統は参河への行幸を執り行う。これは二ヶ月にも及ぶ大規模な行事であり、多大な身体的負担をとまなうものであった。その帰路は直線的なものではなく、尾張からわざわざ美濃を経由して伊勢・伊賀へと進んでいる。そこにこめられた意図としては、壬申の乱で大海人が滞在した美濃国不破郡を訪問するところにあつたとみるのが妥当だろう。乱の最中には桑名に留まっていた不破の地を踏むことはできなかつたが、人生の最期にそれを果たすことができたのである。行幸から帰着した持統は、十二月に夫天武と父天智の国忌を定め、まもなく病床に伏せり同月中に没した。

持統は、肉親の顕彰や自身と関係の深い土地の訪問など、晩年に人生の総括を感じさせる行動をとっており、この傾向は隆観の入京にも関係するように思われる。隆観の父行心が処罰された大津皇子事件は、文武朝への道程の中で重要な岐路となった事件であり、持統にとつて忘れが

たいものだったろう。しかも、甥でもあり義息でもある大津を自らの指  
示で葬ったこの事件は、壬申の乱などと比して決して輝かしい思い出で  
はなかつた筈である。その意味で、隆観の入京には、この事件をいわば  
精算する意図がこめられていたのではないか。

そう考えたときに疑問となるのは、行心自身の免罪がなされていない  
点であるが、子息に光が当てられる中でその動向がみえないところから  
推すに、すでに死没していたと思われる。持統朝には大津皇子事件関係  
者の復権がはかられていったが、有用な人材でもあつた行心の宥免は、  
ついになかなかつた<sup>27</sup>。大津を教唆したかどうかはともかく、行心は  
大津皇子事件の核心に位置しており、それ故に数少ない処罰者の一とな  
り、死没まで名誉を恢復されることもなかつたのである。

隆観の登用と大津皇子事件の精算のどちらに力点が置かれていたか、  
あるいは持統周辺と飛驒国のどちらが主導したものであつたか、判断す  
る材料には乏しいが、いずれにしても飛驒国からの神馬献上は隆観の免  
罪を主題とした一種の政治劇であつたといえる。有能な人材が必要とさ  
れた律令制初期の情勢と、絶大な権威を有した持統の最晩年という二つ  
の条件が交わつたところで、隆観の入京は成つたのである。

## 二 大津皇子事件と行心

本章では、前章での検討の結果を用いながら、行心・隆観が飛驒国に  
下向する原因となつた大津皇子事件の背景について考察する。

大津皇子の謀反は、病床にあつた天武が崩じた朱鳥元年十月に発覚し  
たとされる。『日本書紀』の関係記事によつて、時系列を確認する。

(1) 朱鳥元年九月辛酉条 殯<sup>二</sup>于南庭<sup>一</sup>。即発哀。当<sup>二</sup>是時<sup>一</sup>、大

津皇子、謀<sup>二</sup>反於皇太子<sup>一</sup>。

(2) 同年十月己巳条 皇子大津、謀反発覚。速<sup>二</sup>捕皇子大津<sup>一</sup>、  
并捕<sup>下</sup>為<sup>二</sup>皇太子大津<sup>一</sup>所<sup>二</sup>誑誤<sup>一</sup>。直広肆八口朝臣音檀・小山下壹伎  
連博徳、与<sup>二</sup>大舍人中臣朝臣麻呂・巨勢朝臣多益須・新羅沙門  
行心<sup>一</sup>、及帳内礪杵道作等、卅餘人<sup>上</sup>。

(3) 同月庚午条 賜<sup>二</sup>死皇子大津於詔語田舎<sup>一</sup>。時年廿四。妃皇  
女山辺、被<sup>レ</sup>髮徒跣、奔赴殉焉。見者皆歎歔。

(4) 同月丙申条 詔曰、皇子大津謀反。誑誤吏民帳内不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>已。  
今皇子大津已滅。從者当坐<sup>二</sup>皇太子大津<sup>一</sup>者、皆赦之。但礪杵道作  
流<sup>二</sup>伊豆<sup>一</sup>。又詔曰、新羅沙門行心、与<sup>二</sup>皇子大津謀反<sup>一</sup>、朕不<sup>レ</sup>  
忍<sup>二</sup>加法<sup>一</sup>。徙<sup>二</sup>飛驒国伽藍<sup>一</sup>。

天武の崩後十五日ほどして、殯が執り行われた。この時に大津は皇太  
子とされる草壁皇子への謀反を企てたのだという(1)。翌月に大津  
の謀反が発覚したとして、関係者が捕縛される。官人・舍人など三十人  
ほどが逮捕されたが、その中に新羅沙門行心の名もみえる(2)。「懐風  
藻」河島(川島)皇子伝によると、大津の謀反を密告したのは親友の川  
島皇子だつたという。翌日には、詔語田舎で大津が早くも自尽を強要さ  
れる。妃の山辺皇女(天智女)もこれに殉じ、哀れを誘つた(3)。そ  
の後、帳内の礪杵道作を流罪、新羅沙門行心を「飛驒国伽藍」に移送す  
る一方で、その他の関係者の罪は問わないことが宣言された(4)。大  
津皇子事件はきわめて短期のうちに、しかも最低限の処分が引かれ  
たのである。

大津皇子は天武の第三皇子であり<sup>28</sup>、母は鷗野皇女の同母姉大田皇女  
(天智女。母は蘇我倉山田石川麻呂女遠智娘)だつた。その人となりに  
ついて、『日本書紀』には「容止墻岸、音辞俊朗。為<sup>二</sup>天命開別天皇<sup>一</sup>所<sup>レ</sup>愛。  
及<sup>レ</sup>長弁有<sup>二</sup>才学<sup>一</sup>。尤愛<sup>二</sup>文筆<sup>一</sup>。詩賦之興、自<sup>二</sup>大津<sup>一</sup>始也。<sup>29</sup>とあり、『懐

風藻』大津皇子伝では「状貌魁梧、器宇峻遠。幼年好<sub>レ</sub>学、博覽而能属<sub>レ</sub>文。及<sub>レ</sub>壯愛<sub>レ</sub>武。多<sub>レ</sub>力而能擊<sub>レ</sub>劍。性頗放蕩、不<sub>レ</sub>拘<sub>三</sub>法度<sub>一</sub>。降<sub>レ</sub>節礼<sub>レ</sub>士。由<sub>レ</sub>是人多附託。」と述べられる。誇張はあるにしても、文武ともにこなし、快活かつ豪放で人望もある人物で、祖父天智にも期待をかけられていたようである。

大津の兄には、高市皇子と草壁皇子の二名がいた。高市は、草壁・大津よりかなり年長である上に、壬申の乱における活躍によって高い声望を得ていたが、母が地方豪族胸形氏の出身であったため皇位からは相対的に遠い位置にあった。

草壁は大津と同じく天智と蘇我倉山田石川麻呂女の間の女を母とするが、大津の母大田がすでに世を去っていたのに対して、草壁の母鷗野は天武政権を支える立場にあり、大津に優越する条件を備えていた。

天武八年（六七九）五月には、天武・鷗野と諸皇子らによる吉野宮行幸が実施された。この時、諸皇子らは天武・鷗野に永年の結束を約した<sup>30</sup>が、草壁は第一に誓約を行っている。また、天武十四年正月の新冠位制<sup>31</sup>では、草壁は浄広彦（浄位の二）であつて、大津の浄大式（浄位の三）や高市の浄広式（浄位の四）に対して明確に上位であつた。ただし、『日本書紀』は草壁が皇太子に立てられたことを記述する<sup>32</sup>が、この段階では律令制下のような皇太子制は未成立であり<sup>33</sup>、その評価は論者によって分かれる。

一方で、新冠位制で大津が草壁と高市の間位置づくように、大津は草壁に次ぐ序列の有力な皇子であつた。さらに注目されるのが、天武十二年二月に「大津皇子、始聴<sub>三</sub>朝政<sub>一</sub>」<sup>34</sup>と、朝政に参与した（天皇聴政の代行か<sup>35</sup>）ことである。これは一見すると「皇太子」草壁に匹敵しうる地位であり、この事実をどのように考えるかは大津皇子事件を評

価する上でも重要な関数となる。

大津皇子事件は、事件の発覚から大津の処刑までが短期間であつたことや、捕縛された関係者が殆ど処罰されなかつたことなどから、鷗野の謀略と考える見方が根深くある。そう考える場合、鷗野の意図としては、対抗馬となりうる大津を排除することで実子草壁への皇位継承を確実にすることにあつたとみるのが一般的である。また、鷗野を天武の正当な後継者とみなす立場からは、鷗野自身が皇位につく上で将来的な禍根を断つために大津を排除したという見解もある<sup>36</sup>。他方、草壁が皇位を継ぐことはすでに支配層の合意を得ていたとして、鷗野の策謀を否定する説もある<sup>37</sup>。

事件の直接の契機となつた大津の行動については、鷗野による策動を重視して事実無根とみる所説もあるが、大津が内密に伊勢神宮を訪ねたことが私幣禁止に抵触した可能性<sup>38</sup>や、天武の殯の場での誄が不穏当な内容であつた可能性<sup>39</sup>、殯宮儀礼が草壁主導で進められようとしたことについて大津が私宴などで不満を漏らした可能性<sup>40</sup>などが指摘される。さらに、大津が積極的に草壁を殺害して皇位を奪い取ることを企図していたという推定もある<sup>41</sup>。

まず、事件の契機となつた大津の行動に関して。前章の検討によれば、大津に謀反を勧めたとされる行心は、実際に天文卜筮に通じ、事件に連座した数少ない人物で、かつ生前には名誉恢復されなかつたと考えられる。こうした事実からすれば、行心が大津皇子が刑死するきっかけを作つたことは動かしがたい。大津と行心の間には政權転覆の陰謀があつたかどうかは不明だが、少なくとも両者に一定の関係が築かれており、鷗野らがそれを危険視した結果、大津の刑死にいたつたとみることができるとは、

なお、『懐風藻』によると、行心は大津の身の危険を慮つて謀反を提

案したことになっている。これは別の史料による裏付けをもち、事件に接した人々の憶測であったかもしれないが、この言説の背景には大津の身の危険性がある程度一般に認識されていたことをうかがわせる。そうであれば、行心に指摘されるまでもなく、大津自身もそれを理解していたことになる<sup>42</sup>。

このように大津皇子事件の直前の段階で、大津周辺ではその危うい立場が認識される一方、政権側も大津を危険視するという、いわば相互不信が醸成されつつあった。こうした両者の感覚は、以下に示すような具體的な史実によって形成され、増幅されていったとみられる。

大化元年九月、古人王子が謀反の疑いで滅ぼされた<sup>43</sup>。古人は、舒明と蘇我馬子女の法提郎媛の間の王子であり、蘇我蝦夷・入鹿の権勢の下で大王位に近い位置にいたと思われるが、乙巳の変で蘇我本宗家が滅亡したことによって実質的に失脚した。その後は野心がないことを示すために出家して吉野で隠棲していたが、吉備笠垂より古人謀反の密告があったことにより葛城王子の命によって攻め殺されてしまった。

古人自身に謀反の志があったのか、あるいは孝徳政権側の謀略であったのか、判然とはしないが、密告を受けた後に古人が迅速に討たれていることからすると、孝徳・葛城らが失脚したはずの古人の動向を強く警戒していたことは間違いない。この時期は急進的な改革を進める孝徳政権の初期にあたり、古人の存在が不満分子の受け皿になる危険性が考慮されていたことが推測される。

斉明四年（六五八）十一月には、前大王孝徳の王子有間が刑死している<sup>44</sup>。有間の母は左大臣阿倍倉梯麻呂（内摩呂）の女小足媛であり、斉明朝には精神異常を装っていたが、斉明三年九月には快癒を宣言していた<sup>45</sup>。斉明らが牟婁湯に赴いていた翌年十一月、有間は蘇我赤兄の誘い

に乗って謀反を決意したが、逆に赤兄によって捕縛される結果となり、牟婁湯で葛城王子と対面した後藤白坂で絞となった。

有間に謀反をすすめた蘇我赤兄は、娘を天智・天武に入れ、天智朝には左大臣にのぼって壬申の乱まで近江朝廷を支えたが、乱後には子孫とともに流罪に処された。彼は一貫して斉明の血流に奉仕した人物であり、謀反の勧誘も斉明・葛城の意向を反映したもので、すなわち、有間を陥れる、あるいは有間の意思を試すためのものだったと考えられる。

前大王の王子とはいえ、この段階で孝徳は死去しており、有間は大王子からやや遠い位置にあつたと思われる。一方で、孝徳朝の末年には前大王皇極の一統が孝徳と対立して飛鳥に退去した<sup>46</sup>ことによって、「二所朝廷」とでもいうべき状態に陥っていた。孝徳の死没によって権威の並立は解消されたものの、その余波は斉明朝にも及ぶものだった。たろう。孝徳に心を寄せる豪族はいまだ一定数おり、そうした人々にとつて有間は結集の核となりえたのではないか。このような意味で有間は政権にとつて危険な存在であり、また有間自身もそうした危険性を理解していたからこそ、狂気を偽装し、また赤兄の扇動に自ら乗る結果を招いてしまったのである。

天智十年（六七二）十月、病床にあつた天智は弟大海人呼び、後事を託そうとした。しかし、蘇賀安麻呂の忠告を受けた大海人はそれを固辞し、出家して少数の舎人とともに吉野に入った<sup>47</sup>。天智が崩じると、天智の王子大友が首班する朝廷による吉野攻撃の兆しがあり、大海人は吉野を脱して大友政権を武力で打倒することになる。

もともと壬申の乱初期の近江朝廷の混乱をみるに、政権側に大海人を攻撃する計画があつたとは殆ど考えがたい。一方で、大海人が大友陣営の害意に対して恐れを抱いており、わずかな兆候に対しても鋭敏な反応

をせざるを得なかったことも事実であろう。大海人の脳裏に同じ吉野で最期を迎えた古人の姿があったことは想像に難くない。また、大海人の側で参戦した者らも、降りかかった火の粉を払う姿勢を示す大海人に共感を示していたと考えられる。吉野に隠棲したことによって大海人による大王位継承の可能性はいったん潰えていたが、身の安全は決して保障されておらず、その危機感こそが大海人挙兵を誘発することになったのである。

大王位継承に関与しえた人物は、その条件が失われた後ですら政権に不満を持つ者たちの結集核となる可能性を孕んでおり、政権側からは危険視されていた。また、きっかけさえあれば抹殺される危険性は、当人ないしその周辺に認知されており、そのことが逆に当人たちの暴発を招くこともあったのである。

このように、七世紀後半には王位継承に関わった人物の決起や、政権側による排除が相次ぎ、相互不信が再生産される状況があった。大津皇子事件の場合も、大津と政権側の双方が疑心暗鬼となる中で、川島皇子による密告という石が投げられたことよって波紋が急速に広がり、大津の処刑へといたつたのだろう。鷗野側と大津側双方の策謀については、その有無を最終的には証明しえないし、そもそも事件の本質とはいえないかったことになる。

最後に、なぜ大津が危険な立場に嵌まり込んでいたか考えてみたい。通説では、草壁の即位に対する障碍であったと説かれる場合が多いが、果たしてそうだろうか。

天武朝において、草壁は大津をふくむ諸皇子に優越した地位を確立していた。天武八年五月の吉野宮での諸皇子の誓約は、皇子間の紛争を抑止するとともに、草壁を首位に位置づけるところに主眼があったと考え

られている<sup>48</sup>。また、天武十年における草壁の「立太子」は、律令制定に関する宣言と同時になされたと『日本書紀』には記される。後継者の指命と新たな政治体制の構想は関連性が高く、「皇太子」という呼称自体は措くとしても、草壁がここで天武の後継者として位置づけられたことは疑えないと思う。律令制下の皇太子のように制度的に完成した存在ではなかったが、草壁は後継者としての合意を手中に収めつつあったと考えられるのである。

一方で、草壁が「立太子」した後には、大津は朝政に参与して草壁と同等の地位を得ているようにみえる。この点を重視して、天武による期待を背景として、ここで大津が草壁の対抗者として台頭したとみなす見解もある<sup>49</sup>。しかし、かつて後継大王位をめぐる内戦の当事者となり、その危険性を熟知していたであろう天武が、個人的感情からさらなる波乱の芽を育てる可能性はあるだろうか。また、これはポスト天武の政治体制に直結する問題であり、群臣、そして何より鷗野の支持がなければ、意味を持たない措置でもある。天武の独断によつて鷗野・草壁に対抗する形で大津が朝政に参加したという想定には、そもそも無理があるように思う。

では、草壁を後継者にすえながら、大津の朝政参与を認めるといふ、一見矛盾した状況はなぜ現出したのか。草壁は、その重要な位置づけにもかかわらず実績に乏しく、天武の殯の期間が終了するのと前後して夭折してしまう。すでに説かれているように、その血流の濃さの故にか、草壁が病弱だったのは事実だろう。そうであるならば、大津の朝政参与は、草壁が任を果たせない場合の代替措置として不自然でなくなる。さらに想像を逞しくすれば、草壁に万が一の場合があれば、大津が皇位を継承することも視野に入れられていた可能性もある。いずれにしても、



大津は病気がちな草壁を補完する存在として位置づけられていたのである。その意味においては大津の朝政参与が政権内に大きな葛藤をもたらすことはなかったのである。

ところが、大津が朝政に参加したのと同様に、状況は変化したとみられる。草壁に皇子珂瑠が誕生したのである<sup>50</sup>。珂瑠の母は天智と姪娘（蘇我倉山田石川麻呂女）の間の阿閉であり、珂瑠は母方の面でも鷗野と深いつながりを有していた。

珂瑠をとりまく状況に関しては、『懷風藻』葛野王伝からうかがいうる。

高市皇子薨後、皇太后引王公卿士於禁中、謀立日嗣。時群臣各挟私好、衆議紛紜。王子進奏曰、我國家為法也、神代以來、子孫相承。以襲天位。若兄弟相及、則亂從此興。仰論天心。誰能敢測。然以人事推之、聖嗣自然定矣。此外誰敢聞然乎。弓削皇子在座、欲有言。王子叱之、乃止。皇太后、嘉其一言定國、特閔授正四位、拜式部卿。

持統十年に天武皇子の宗首として重きをなしていた高市皇子が薨じると、次期の皇位に関する論議がなされた。この時、議論百出して容易には定まらなかつたが、葛野王（大友王子の子。母は天武皇女の十市）が争乱を回避するためにも単系の相続がよいと主張し、天武皇子の弓削の反論を制したという。

議論の紛糾や弓削皇子の不満からみれば、葛野王の発言とは裏腹に、前代以来の兄弟相続の遺風は根強く残っており、世代が上の天武皇子たちが皇位につく余地も十分にあつたと考えられる。この時点で持統の権威はすでに揺るぎないものになっていたが、その権勢を以てしても、若年の珂瑠の皇太子就任には種々の障碍が残っていたのである。

他方、持統が葛野王の行為を賞賛した背景としては、単に議論を収め

たというだけではなく、珂瑠の立太子が持統の意向に沿うものだったことによると想定できる。そもそも持統の即位自体、他の天武皇子の即位の可能性を潰して珂瑠へと皇位を伝えるためであつたとみられる。草壁の即位が永遠にかなわなくなった段階で、珂瑠の即位は持統の大きな目標となっていたのである。

こうした持統の珂瑠への執着を、その誕生の段階に遡らせることは暴論ではあるまい。珂瑠の誕生以前、鷗野は病弱な草壁への皇位継承に心を砕く一方で、草壁に不慮の事態が生じた場合には大津がそれに替わる状況を認めていた。しかし誕生した珂瑠を草壁の次代に位置づけようとする、大津の存在が立ちはだかることになる。鷗野側に大津を疎ましく思う気持ちが生じると、大津側は身辺の危険を自覚するようになり、さらに鷗野側の警戒をおおることになる。ことに天文に通曉した行心と大津の関係は鷗野周辺に危険視される結果となり、川島皇子にもたらされた情報（些細な情報だった可能性もある）によって一気に状況は沸点に達したのである。

旧来の兄弟継承原理と新しい直系継承原理が入り交じり、いまだ皇位継承の原則が確立していない過渡期の様相と、七世紀後半に生じた具体的な政変によつて、大津皇子事件は準備されたといえる。行心は事件の首謀者と目されたために長く復権することはなかつたが、それは持統の心に小さな棘として残っていたように思う。飛驒国からの神馬献上によつて隆観の入京が果たされ、大津皇子事件は最終的に過去のものとなったのである。

## おわりに

本稿では、大宝二年における飛驒国からの神馬献上を素材として、神馬を確保したといわれた隆観の経歴に関する考察から、神馬献上の政治的背景、さらには大津皇子事件の実像へと考察を進めてきた。

近年、孝徳朝の再評価や、大宝令の復原研究の進展などもあって、七世紀後半史の解明が進みつつある。その一方で、客観性を担保することの難しさから政治史に関する考察は敬遠される傾向にあり、殆ど理解が更新されていないのが実情である。しかし、法制・制度を考える上でも、具体的な政治状況の復元は不可欠であり、政治史に関する理解を抜きにして、時代の全貌をとらえることはできないだろう。方法上の困難さと真摯に向き合いながら、少しずつ知見を積み重ねていく必要を強く提起したい。

素描に留まる部分を残してしまったが、今後の検討を期してひとまず  
 擱筆する。

- 1 山口英男「八・九世紀の牧について」(『日本古代の地域社会と行政機構』吉川弘文館、二〇一九年、初出一九八六年) など参照。
- 2 行心については、関晃「新羅沙門行心」(『関晃著作集三 古代の帰化人』吉川弘文館、一九九六年、初出一九五四年) など参照。
- 3 八賀晋「飛驒国伽藍」について(『美濃・飛驒の古墳とその社会』同成社、二〇〇一年)。
- 4 財団法人岐阜県文化財保護センター編『太江遺跡・寿楽寺廃寺跡』(二〇〇二年)。
- 5 八賀晋前掲註3論文。
- 6 山路直充「山国の寺」(鈴木靖民・吉村武彦・加藤友康編『古代山国の交通

と社会』八木書店、二〇一三年)。

- 7 『続日本紀』大宝三年十月甲戌条。
- 8 『続日本紀』同月乙丑条。
- 9 『続日本紀』同月壬辰条。
- 10 関晃「遣新羅使の文化史的背景」(前掲註2書、初出一九五五年)。
- 11 釈文は、奈良文化財研究所編『平城宮発掘調査出土木簡概報』二九、一九九四年、二五頁による。
- 12 寺崎保広「平城京・二条大路木簡」の年代(『奈良国立文化財研究所編『長屋王家・二条大路木簡を読む』吉川弘文館、二〇〇一年、初出一九九二年)、渡辺晃宏「平城京一三〇〇年」(『全検証』(柏書房、二〇一〇年)。
- 13 なお、『続日本紀』神護景雲元年(七六七)八月癸巳条には、血縁者とみられる国見今虫が天文博士としてみえ、国看宅良からの知識・技能の継承が想定される。
- 14 『続日本紀』天平三年十二月乙未条。
- 15 『顧野王符瑞図』からの孫引きである可能性が高い。東野治之「豊旗雲と祥瑞」(『遣唐使と正倉院』岩波書店、一九九二年、初出一九八三年)。
- 16 『続日本紀』神護景雲二年九月辛巳条。
- 17 唐礼部式・『宋書』符瑞志・『芸文類聚』・『孫子瑞応図』・『顧野王符瑞図』などから作成されており、その原型は和銅五年(七一三)には存在した可能性が高い。水口幹記「延喜治部省式祥瑞条の構成」(『日本古代漢籍受容の史的研究』汲古書院、二〇〇五年、初出一九九八年)、同「延喜治部省式祥瑞条の成立過程」(同書、初出一九九七年) 参照。
- 18 『続日本紀』天平三年十二月丙子条、同十年正月庚午条。
- 19 『続日本紀』天平十一年三月己丑条、神護景雲二年九月辛巳条(『青馬白髪尾』)。
- 20 遠藤みどり「皇后制の成立と持統王権」(『キリスト教文化研究所研究年報』四八、二〇一五年) など。
- 21 『続日本紀』慶雲四年(七〇七)七月壬子条。
- 22 春名宏昭「太上天皇制の成立」(『史学雑誌』九九―二、一九九〇年) など。
- 23 『持統天皇』(吉川弘文館、一九六七年)。
- 24 『続日本紀』同月甲午条。

- 25 『続日本紀』 同月庚午条。
- 26 『続日本紀』 同月壬辰条。
- 27 新川登龜男は、持統八年十月になされた飛驒国からの白蝙蝠の献上（『日本書紀』 同月庚午条）も行心の赦免を視野に入れたものだったが、結局免罪は実現しなかったと推定している（『道教をめぐる攻防』 大修館書店、一九九九年）。
- 28 『日本書紀』 朱鳥元年十月庚午条。『懐風藻』 大津皇子伝は大津を長子としている。このことから水野祐は、『日本書紀』 持統天皇称制前紀に草壁皇子が「天命天命開別天皇元年」（六六二）生とするのを、実は天智即位元年（六六八）生であったと推測する（『悲劇の大津皇子』 『水野祐著作集』 非情の世紀 下）早稲田大学出版会、一九九四年、初出一九八一年）が、明証を欠く。
- 29 『日本書紀』 朱鳥元年十月庚午条。
- 30 『日本書紀』 同月乙酉条。
- 31 『日本書紀』 同月丁卯条。
- 32 『日本書紀』 天武十年二月甲子条。
- 33 荒木敏夫『日本古代の皇太子』（吉川弘文館、一九八五年）。
- 34 『日本書紀』 同月己未条。
- 35 吉川真司『シリーズ日本の古代3 飛鳥の都』（岩波書店、二〇一一年）参照。
- 36 義江明子『古代女帝論の過去と現在』（『日本古代女帝論』 塙書房、二〇一七年、初出二〇〇二年）、『天武天皇と持統天皇』（山川出版社、二〇一四年）。
- 37 遠山美都男『天智と持統』（講談社、二〇一〇年）。
- 38 森公章「倭国から日本へ」（同編『日本の時代史3 倭国から日本へ』 吉川弘文館、二〇〇二年）。大津が「窃か」に伊勢に下向したという『万葉集』の記述には、大津の反社会性を強調する意図が込められているという指摘もある（福沢健「大津皇子歌群の語るもの」『中村学園大学中村学園大学短期大学部研究紀要』 四三、二〇一一年）。
- 39 和田萃「殯の基礎的考察」（『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』 上、塙書房、一九九五年、初出一九六九年）。
- 40 倉本一宏『持統女帝と皇位継承』（吉川弘文館、二〇〇九年）。
- 41 遠山美都男前掲註37書。なお、直木孝次郎は、大津が密かに伊勢神宮を訪ねて帰りゆく際に姉大伯皇女が詠んだとされる歌（『万葉集』 二一
- 一〇五・一〇六）に不穏な気配が漂うことから、大津が鷗野らに対して何らかの行動をとろうとしていた可能性を指摘する（前掲註23書）が、大津の伊勢下向については前掲註38も参照。
- 42 『万葉集』に「大津皇子窃婚」石川女郎「時、津守連通占」露其事、皇子御作歌」（二一・一〇九）があることから、鷗野らが陰陽道に通じた津守連に大津の動向を探らせており、それを大津も気づいていたとする見解がある。吉永登「大津皇子とその政治的背景」（『日本文学』 五一、一九五六年）参照。
- 43 『日本書紀』 同月丁丑条。
- 44 『日本書紀』 同月壬午・甲申・戊子・庚寅条。
- 45 『日本書紀』 同月条。
- 46 『日本書紀』 白雉四年（六五三）是歳条。
- 47 『日本書紀』 同月庚辰条、天武天皇即位前紀。
- 48 森田悌『天武・持統天皇と律令国家』（同成社、二〇一〇年）など。
- 49 直木孝次郎前掲註23書、押部佳周「大津皇子始聴朝政」の意義」（『日本律令成立の研究』 塙書房、一九八一年、初出一九七一年）。
- 50 文武（珂瑠）は慶雲四年に崩じるが、『懐風藻』によるとその年齢は二五歳であった。

